

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2013年12月25日

当社は、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、静岡県および御前崎市との協議を経て、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

防災業務計画は、原災法の規定に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

今回は原災法関係政省令の改正等に伴い、防災業務計画の修正をおこなったものです。

本日、届け出た防災業務計画の修正概要は、以下のとおりです。

防災業務計画の修正概要

1.原災法関係政省令の改正に伴う修正

- (1) 原災法施行令等に定められる原子力防災管理者からの通報等を行うための判断基準となる原災法第10条事象、第15条事象の変更に伴う修正
- (2) 原子力災害対策指針に定められる警戒事態を判断する「警戒事態に該当する事象」の一覧表追加
- (3) 「警戒事態に該当する事象」発生時における防災体制の明確化および国への連絡等に伴う修正

2.その他の修正

- (1) 社内組織改定に伴う変更
- (2) 原子力防災資機材およびその他の資機材の整備状況の反映
- (3) 表現の適正化による修正 等

参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

以上

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

章立て	内 容
第1章 総則	第1節 計画の目的 第2節 定義 第3節 計画の基本構想 第4節 計画の運用 第5節 計画の修正
第2章 原子力災害予防対策の実施	第1節 防災体制 第2節 組織の運営 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 第6節 防災教育の実施 第7節 防災訓練の実施 第8節 関係機関との連携 第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動
第3章 緊急事態応急対策等の実施	第1節 通報及び連絡 第2節 応急措置の実施 第3節 緊急事態応急対策
第4章 原子力災害事後対策	第1節 緊急体制の解除 第2節 事後対策の計画等 第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
第5章 その他	第1節 他の原子力事業者への協力

以 上